



# 山形県公報

平成28年6月17日(金)  
第2755号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……721
- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……722
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……723
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程……………同
- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(村山総合支庁総務課) ……724
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(同) ……同
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課) ……725
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(教育庁) ……727

## 告 示

### 山形県告示第605号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人鶴岡ダルク 鶴岡市中山字瓜沢60番地4	DISCOVERY HOUSE 鶴岡市青柳町32番地9	共同生活援助	平成28. 6. 6

### 山形県告示第606号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営春木地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営春木地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
真室川町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成28年6月22日から同年7月21日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成28年6月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成28年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根長島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市宮崎五丁目5097番2から 同 大字長瀬字西方6246番まで	旧	50.0 メートル } 14.0	メートル 2,498
同 上		54.5 メートル } 5.5	メートル 2,541
同 上	新	50.0 メートル } 14.0	メートル 2,498

#### 山形県告示第608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成28年6月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成28年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長瀬野田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市大字長瀬字南方939番から 同 川原5290番2まで	旧	44.0メートル } 5.7	840メートル
東根市大字長瀬字川原394番1から 同 5290番2まで	新	22.0メートル } 14.0	67メートル

**山形県告示第609号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成28年6月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成28年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 東根長島線
- 2 供用開始の区間 東根市宮崎五丁目5097番2から  
同 大字長瀬字川原394番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年6月17日

**山形県告示第610号**

次の開発行為は、完了した。

平成28年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 平成28年3月25日 指令村総建第174号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 寒河江市西根北町219番26
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 天童市東久野本一丁目1番12号 株式会社須藤不動産

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第32号**

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

**山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程**

山形県公職選挙運動規程（昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第62条中「第169条（選挙公報の発行手続）第5項」を「第169条（選挙公報の発行手続）第6項」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県選挙管理委員会告示第33号**

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年6月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

- 2 老人ホームの項の表中 「

かつろくの里	〃	金沢字西ノ山3027-10
--------	---	---------------

」を  

かつろくの里	〃	金沢字西ノ山3027-10
特別養護老人ホームみどりの大地	〃	沖の町1番20号

に改める。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成28年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成28年6月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人たびまち天童
  - (2) 代表者の氏名  
山口 敦史
  - (3) 主たる事務所の所在地  
天童市鎌田一丁目3番38号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、国内外の観光客や地域住民に対して、地域の魅力を発信すると共に、観光、健康、環境、文化等の観点から新たなまちづくり事業を行い、地域経済の発展と観光振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成28年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成28年6月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人中山総合スポーツクラブ
  - (2) 代表者の氏名  
丹野 吉夫
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東村山郡中山町大字長崎5861番地の6
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して生涯スポーツの振興を図るとともに、住民相互の交流をとおして地域コミュニティの醸成や青少年の健全育成など、明るく豊かで活力に満ちあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成28年10月17日まで縦覧に供する。

平成28年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ヨークベニマル山形下条店  
山形市下条町二丁目4番3外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号  
代表執行役 井上亮
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 真船幸夫
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成29年2月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,731平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 62台
  - (2) 駐輪場の収容台数 50台
  - (3) 荷さばき施設の面積 91平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 11立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 開店時刻 午前9時
    - ロ 閉店時刻 午後11時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成28年6月1日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年10月17日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪グレーダ及び凍結防止剤散布車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日 時 平成28年7月27日（水） 午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び数量
    - イ 除雪グレーダ 1台
    - ロ 凍結防止剤散布車 2台
  - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成29年3月10日（金）
  - (4) 納入場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (1)のイ及びロごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年2月16日付け県公報第2722号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) 当該調達物品又はこれと同種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
  - (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 2の(1)のイ及びロごとに規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成28年7月12日（火）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① Snow Removal Motor Grader Quantity: 1

② Truck Mounted Material Spreader Quantity: 2

- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 27, 2016

- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630)2724

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県立図書館情報システム再構築業務 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室生涯学習施設担当 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023(630)3126

## 3 落札者を決定した日 平成28年5月23日

## 4 落札者の名称及び所在地

富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号

## 5 落札金額 71,939,877円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手續 一般競争入札

## 7 山形県物品等又は特定役務の調達手續の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年4月5日

平成28年6月17日印刷 発行所 山形県庁  
平成28年6月17日発行 発行人 山形県